

6次産業化推進に係る補助事業について (東根市6次産業化支援事業費補助金)

初期投資が課題となり、新商品開発や様々なビジネスチャンスの拡大につなげられないケースに対応するため、農業者自らが行う6次産業化の取り組みや、農業者を起点とする商工業者との連携を促進するための補助制度をご活用ください。

補助事業の内容

- (1) 対象者：農林漁業者、中小企業者及びこれらの者からなる連携体（東根市内に住所、本拠地を有する者が含まれる必要があります）。
※農林漁業者が企業化し、すでに経営が軌道に乗っている場合等、対象とならない場合があります。
- (2) 補助対象：下記のいずれかに該当するもので、申請は1事業者1回とします。2年連続して補助を受けることはできません。
※申請、補助決定前に着手したものは対象外となります。
- ①農業者自ら、若しくは商工業者と連携して商品開発する場合に必要な材料、資材、設備の導入に係る経費
 - ②商談会や展示会、PRイベント等への参加経費
 - ③商品パッケージやパンフレットの作製経費（デザイン料、印刷費等）
 - ④ホームページ作成やオンラインショッピングシステム構築委託費
 - ⑤セミナーや勉強会の開催及び講師招聘
 - ⑥観光果樹園や農業体験等、農業と観光が連携した取組みに係る経費
- (3) 応募期間：令和6年4月～令和7年2月（令和6年度）
- (4) 補助額：対象経費の4/5、300,000円を上限とします。旅費は別途上限額が定められています。
- (5) その他：申請者は補助事業が採択された際は、事業終了後に成果をまとめ、市に報告することにご了承願います。

補助事業の活用を希望する場合

東根市役所ブランド戦略推進課（2階）にご相談ください。ご相談内容や活用時期に応じて、県等ほかの団体が行う補助金事業等も含めて方法を検討し、申請手続について説明、補助いたします。

ご相談の際は、事前にブランド戦略推進課（0237-42-1111・内線2812）にご連絡の上お越しくください。